

(介護予防) 短期入所生活介護事業

重要事項説明書

「短期入所生活介護ながわりの華」

(倉敷市指定 第3370207353号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り、ご説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 居宅の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金とお支払い方法
6. 緊急時等の対応
7. 損害賠償について
8. 個人情報の取り扱いについて
9. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 アミカル
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島1275-1
- (3) 電話番号 086-526-8827
- (4) 代表者氏名 理事長 西山 剛史
- (5) 設立年月日 昭和55年7月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
*当事業所は「短期入所生活介護ながわりの華」にて実施いたします。
- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営む為に必要な居室及び併設施設等をご利用頂き、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。
- (3) 事業所の名称 「短期入所生活介護ながわりの華」
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市玉島3075
- (5) 電話番号 086-523-5670
- (6) 事業所長氏名 施設長 石丸 浩人
- (7) 当事業所の
運営方針 「礼儀正しく清潔に言葉づかいは丁寧に」「忘れまい明るい笑顔と優しい心」をモットーに日々の接遇に取り組んでいく。又、ご契約者個々のニーズに合わせた処遇を提供し、残存機能の活性化を図る。ご契約者一人一人が安心して生活できるような施設作りを目指す。
- (8) 開設年月日 平成26年6月1日
- (9) 営業日及び
受付時間 年中無休
毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30
- (10) 利用定員 ユニット型個室 定床型 40名
(ユニット数4 各ユニット 定員10名)

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。

ご利用される居室は原則として個室となっております。

◆短期入所生活介護ながわりの華◆

居室・設備の種類	室数	備考
居室	40室	トイレ、洗面所、テレビ、タンス備え付け
共同生活室	4室	
浴室	5室	個浴 特殊浴室
介護材料室	1室	
医務室	1室	
洗濯室	4室	
汚物処理室	4室	
リネン庫	1室	
多目的便所	1室	
多目的室	1室	
介護員コーナー	2室	職員用トイレ
相談室	1室	

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、居住費以外に、ご契約者に特別にご負担頂く必要はありません。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

◆短期入所生活介護ながわりの華◆

＜主な職員の配置状況＞

職員	常勤換算	指定基準
1. 施設長	常勤1名	1名
2. 生活相談員	常勤1名以上	1名
3. 介護職員、看護職員	14名以上	14名
4. 機能訓練指導員	1名以上	1名
5. 医師（嘱託）	1名以上	1名
6. 管理栄養士	常勤1名以上	1名
7. 調理員	4名以上	必要数
8. 介護支援専門員	1名以上	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	早出・日勤・遅出・夜勤（2人体制）
2. 看護職員	早出・日勤・遅出・夜間自宅待機
3. 生活相談員 介護支援専門員	日勤
4. 医師	嘱託医／週1回、

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金とお支払い方法

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供いたします。

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の金額をご契約者に負担していただく場合

（1）当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、介護保険（負担割合）に応じて給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事の提供（但し、食材料費は別途頂きます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・ご契約者の自立支援の為、離床して食堂にて食事を取って頂く事を原則としております。

（食事時間） ・朝食 8：00～ ・昼食 12：00～ ・夕食 17：30～
（食事単価） ・朝食 415 円 ・昼食 600 円 ・夕食 530 円

③入浴

- ・利用回数を週2回以上とし、入浴を行います。
- ・一般浴（立位） ・特別浴（座位）

④排泄

- ・排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施いたします。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮いたします。
- ・清潔で快適な生活が送れる様、支援いたします。
- ・適切な整容が行われる様、援助いたします。
- ・口腔清潔を保つ為、食後にうがい、歯磨きの援助をいたします。

◆◇◆サービス利用料金（1日当たり）◆◇◆

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費と居住費の合計をお支払い頂くこととなります。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合（1割～3割）に応じて自己負担額が異なります。下記には負担割合「1割」の方の自己負担額を表記しております。

◆短期入所生活介護ながわりの華◆

1. ご利用者の要介護度と サービス利用に係る 自己負担額	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	567 円	687 円	764 円	833 円	909 円	977 円	1,046 円
2. 食費（基準費用額）	1,545 円						
3. 居住費（基準費用額）	2,066 円						
4. 自己負担額合計 （1 + 2 + 3）	4,178 円	4,298 円	4,375 円	4,444 円	4,520 円	4,588 円	4,657 円

- ★「単独型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護」が基本サービス費となります。
- ★「単独型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護（基本サービス費）／（要支援 1、2）」に加え、サービス提供体制強化加算Ⅲ（1日6円）を含んだ料金を記載しております。
- ★「単独型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護（基本サービス費）／（要介護 1～5）」に加え、サービス提供体制強化加算Ⅲ（1日6円）、看護体制加算Ⅰ（1日4円）・看護体制加算Ⅱ（1日8円）を含んだ料金を記載しております。
- ★生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月10円）が上乗せされます。
- ★介護職員等処遇改善加算Ⅱロ（17.2％）が自己負担額（介護給付費の総単位数）に乘じたものが加算されます。

【算定加算項目】

- ★看護体制加算Ⅰ（1日4円）・看護体制加算Ⅱ（1日8円）・機能訓練体制加算（1日12円）
※加算算定につきましては、看護師・看護職員・機能訓練指導員の配置状況により変更する事があります。
- ★送迎加算（片道184円）※倉敷市内
- ★緊急短期入所受入加算・療養食加算などの加算もあります。
- ★ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたしますので、各自手続きをお願い致します。
- ★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。
- ★社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度、生活保護を受けられている方はこの限りではありません。

◆◇◆滞在費・食費の負担軽減について◆◇◆（介護保険負担限度額認定制度）

世帯全体が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の食費・居住費の負担が軽減されます。

◎食費

基準費用額 ＜軽減されない金額＞	負担限度額（1日あたり）			
	第1段階	第2段階	第3段階－①	第3段階－②
1, 545円	300円	600円	1, 030円	1, 360円

◎居住費

基準費用額 ＜軽減されない金額＞	負担限度額（1日あたり）			
	第1段階	第2段階	第3段階－①	第3段階－②
2, 066円	880円	880円	1, 370円	1, 470円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①超過送迎費用

送迎実施範囲（倉敷市内・片道184円）を越えた地点から1kmにつき10円かかります。

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等で、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂く事が適当であるものにかかる費用をご負担頂きます。

例）歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー等（別紙参照）

③施設・設備利用に関する費用負担

◎電気代：55円／1種類／日

◎喫茶代：50円／1回

④理美容代

実費（別紙参照）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合は実費を頂きます。

⑥クラブ活動・レクリエーション

ながわりの華では、専門の講師による絵画、華道、手芸の他、カラオケ、等のクラブ活動にご契約者の希望により、ご参加頂けます。

利用料金：材料費等実費（受講料は無料）

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービスの利用終了後（翌月 10 日以降）に発行する請求書をご確認の上、お支払いください。

（４）利用の中止、変更、緊急時の対応

◎ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更しようとする場合には、サービス実施前日までに事業所に申し出て下さい。

◎利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止を申し出された場合、キャンセル料として利用相当額をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

◎サービス利用変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。

◎ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金のみお支払い頂きます。

6. 緊急時等の対応

サービス利用中にご契約者の身体に著しい変化が生じた場合、応急処置を行い、その後必要に応じ緊急受診（協力病院〔プライムホスピタル玉島〕）するとともに、家族へ連絡いたします。

7. 損害賠償について

（１）当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には

ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌^{しんしやく}して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

当施設は、万が一の事故の発生に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。

（２）ご契約者が施設・設備・備品等を故意又は重大な過失により滅失・破損し通常の保守管理の程度を超える補修等が必要となった場合、その費用はご契約者に負担して頂きます。

8. 個人情報の取り扱いについて

契約者および身元引受人ならびに家族の個人情報を必要最低限の範囲内で、下記利用目的にて使用、提供、または収集します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準ずる。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請および更新、変更
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当国会議での情報提供
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他、社会福祉団体との連絡調整
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、および主治医等の意見を求める必要がある場合。
- (5) 利用者が選択利用する介護事業所の開催するカンファレンス
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当国会議
- (7) その他サービス提供上必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス利用終了後においても、第三者にもらさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の経過内容や参加事業所名、参加者氏名など記録し、請求があれば遅滞なく開示する。

4. その他

本同意書に記載なき事項については、双方誠意を持って協議の上決定する。

個人情報保護法に関する確認

平成 17 年 4 月 1 日より、個人情報保護法が施行されております。

ながわりの華では、ご利用者様の充実した生活と在宅生活支援の役割を果たすべく、日々努力しております。

当法人では、機関紙、インターネット上でのホームページを通じ、御家族の皆様、地域住民の方々に当施設の日ごろの取り組みの様子や、ご利用者様の表情、その他当方からのお知らせを掲載し情報配信させていただいており大変ご好評いただいております。これも利用者様、ご家族様のご協力あつてのものです。

当施設でも、個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、守秘義務の厳守、個人情報の漏洩防止に努めながら皆様により良い情報配信を目指したいと思いますのでご確認ください。ご協力よろしくお願い致します。

機関紙・ホームページ上にて

☐ 写真を掲載してもよい

☐ 写真を掲載しないほしい

施設内での掲示物について

☐ 写真を掲示してもよい

☐ 写真を掲示しないほしい

その他（ ）

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎苦情受付窓口（担当者）

〔施設長〕 石丸 浩人

〔生活相談員〕 岩本 和美

〔第三者委員〕 谷野 繁太郎

◎受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

倉敷市 介護保険課	倉敷市西中新田640 倉敷市役所 TEL. 086-426-3343
岡山県 国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17番5号 岡山県国保会館 TEL. 086-223-8811
岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方2丁目13-1 「きらめきプラザ」内 TEL. 086-226-9400

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
「短期入所生活介護ながわりの華」

説明者職名 _____ 氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ ㊞

代理人住所 _____ 氏名 _____ ㊞

* この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規程に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明の為に作成したものです。

平成27年 4月 1日 一部改訂
平成27年10月21日 一部改訂
平成29年 4月 1日 一部改訂
平成29年 7月 1日 一部改訂
平成29年11月 1日 一部改訂
平成30年 4月 1日 一部改訂
平成31年 4月 1日 一部改訂
令和 元年 5月 1日 一部改訂
令和 元年 6月 1日 一部改訂
令和 元年10月 1日 一部改訂
令和 2年 4月 1日 一部改訂
令和 2年12月 1日 一部改訂

令和 3年 4月 1日 一部改訂
令和 3年 6月 1日 一部改訂
令和 3年 8月 1日 一部改訂
令和 3年10月 1日 一部改訂
令和 4年10月 1日 一部改訂
令和 5年 7月 1日 一部改訂
令和 6年 4月 1日 一部改訂
令和 6年 8月 1日 一部改訂
令和 7年 3月 1日 一部改訂
令和 8年 6月 1日 一部改訂
令和 8年 8月 1日 一部改訂